

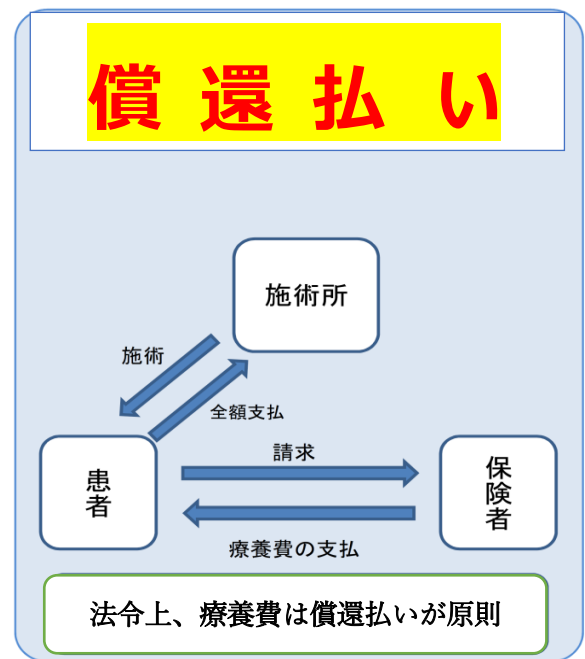
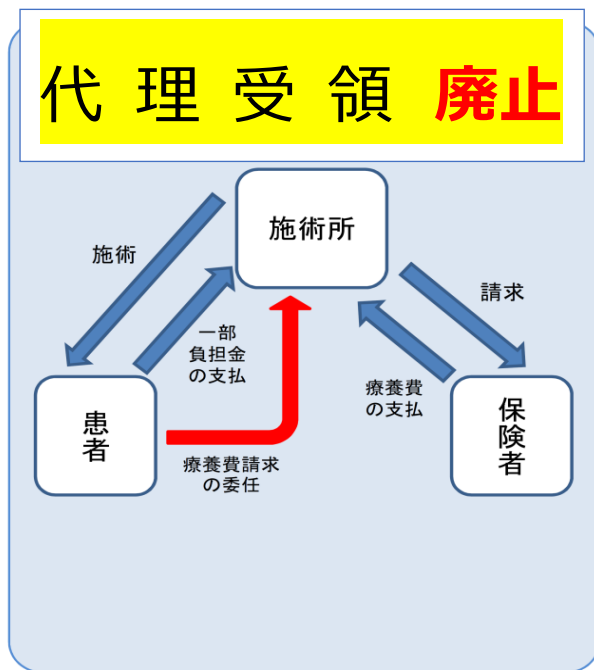
令和2年4月1日から

## あはき療養費の申請方法が変わります！

※「あはき」とは・・・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうのこと

当健保組合では、これまで「あはき」療養費の支給申請につきましては、「代理受領」を認めてまいりましたが、令和2年4月1日施術分以降につきましては、「償還払い」のみの取扱いとなります。これまで「代理受領」で施術を受けられていた方も、4月1日施術分以降は全て「償還払い」での取扱いとなりますので特にご注意ください。

この取扱いにつきましては、厚生労働省の通知に基づいて、令和2年2月28日に行われました組合会で議決されました。組合員の皆さまには、ご理解・ご協力をお願いいたします。



### 1 「あはき」を健康保険で受けるための条件

事前に医師の診察を受けて、「あはき」の施術を受けることに対する医師の同意書が必要となります。

(長期間にわたる施術の場合は、6ヵ月ごとに同意書が必要)

### 2 療養費の支給申請方法 (当健康保険組合への提出書類について)

- (1) 施術を受けた際の領収書 (原本) を月ごとにまとめて提出してください。
- (2) 当健康保険組合のホームページから療養費支給申請書をプリントアウトし、必要事項を記入の上、署名・捺印し所属長の承認を得て提出してください。
- (3) あはき療養費支給申請書 (あはき施術所発行) に署名・捺印して提出してください。
- (4) 医師の同意書 (本通) を提出してください。(6ヶ月を超えるときは6ヶ月毎に提出)